

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和7年7月11日（令和7年（行情）諮問第802号）

答申日：令和8年10月23日（令和8年度（行情）答申第704号）

事件名：「寄贈図書の受入れについて（伺い）」（特定刑事施設保有）の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる2文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年3月17日付け仙管発第436号により仙台矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の一部の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 開示はされたものの個人以外の団体名は開示すべき所である（住所や電話は必要ない）

イ 特定年月日C付け除籍図書の提供についてでは

（ア）寄贈申出者、住所、電話等の項目の記載がない。

（イ）寄贈品、物品書籍の冊数の項目の記載がない。

（ウ）評価額や除籍図書一覧の項目の記載がない。

寄贈をしようとしている個人又は団体は約〇〇冊を無償で提供すると言っているのに、頭書の（ア）から（ウ）の部分が開示されないのは、開示請求の説明責任を果たしていない為、処分取消しの上で正しい文書を開示せよ。

（2）意見書

ア 法務省は理由で、不当な圧力等を掛けることは（十分に想定し得る）また支障を及ぼすおそれが認められると、主張はしているものの立証がなされていない

(判例) 不開示や一部不開示決定が適法であることを主張する者は、本条一号から六号までに定める不開示情報が記録されていることを主張立証しなければならない。(東京地判平16. 12. 24判タ1211. 69)

イ 寄贈申出者は寄贈相手が特定刑事施設であることを知っている上で寄贈しているのだから個人でない。法人又は学校等から寄贈を受けた場合は、その名称は開示すべきである。

ウ また寄贈を受けた冊数を消している部分の中にあるのかも確認できず、提供する図書約〇〇冊 特定年月日C付けでは寄贈を受けた冊数が出ていなく、そうすると不適正処理(売り払う)こともできることになる。

エ 公務員が公務中の氏名や階級、公務中作成の行政文書は開示すべき物である。

(判例) 記録されている情報の面から請求対象を特定した場合であっても、当該公文書のうち、その情報が記録されている部分のみが公開情報請求の対象となるのではなく、当該公文書全体がその対象となるから、当該公文書に請求対象外の情報が記録されている部分があっても、当該部分を公開しないことは許されない。(最判平17. 6. 14判時1905. 60)

頭書アのとおり(おそれ)(想定)と借りの話の主張をしているだけであり立証されていない以上は取り消した上で開示をすべて行うべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和7年1月10日受付行政文書開示請求書により、本件対象文書を含む複数の行政文書の開示請求を行い、これを受けた処分庁が、本件対象文書についてその一部を不開示とした一部開示決定(原処分)に対するものであり、審査請求人は、原処分が不開示とした部分の一部(以下「本件不開示部分」という)の開示を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、審査請求人は、審査請求書において、開示された行政文書の記載内容について不備がある旨の不服を述べているものと解されるところ、当該不服申立ては、行政不服審査法2条の規定により審査請求をすることができる行政庁の処分には当たらず、不適法なものである。

- 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件不開示部分には、寄贈申出者に関する情報が記録されている。本件不開示部分に記録された情報は、公にすることにより、特定刑事施設に対する物品の寄贈申出者が明らかとなるところ、矯正施設に対する寄贈とい

う性質に鑑みると、これが明らかになった場合、矯正施設の被収容者及びその関係者等が、当該寄贈申出者に対し、新たな寄贈を要求するなど不当な圧力等を掛けることは十分に想定し得る。そうすると、被収容者及び関係者等から不当な圧力等を受けることを懸念した寄贈申出者が、矯正施設等における各種指導への協力を辞退することや、新たな協力を申し出ることをちゅうちょするおそれがあり、ひいては、矯正施設等における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められるなど、法5条6号柱書きに規定される不開示情報に該当するといえる。

- 3 以上のとおり、本件不開示部分に記録された情報は、法5条6号柱書きに規定される不開示情報に該当すると認められることから、本件不開示部分を不開示とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年7月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月25日 審議
- ④ 同年9月1日 審査請求人から意見書及び資料を収受
- ⑤ 令和8年10月16日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む複数の文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件不開示部分には、特定刑事施設に対する図書の寄贈申出者の名称が記載されていると認められる。

- (2) 本件不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の2のとおり説明するので、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）72条2項において、「刑事施設の長は、第39条第2項の規定による援助（当審査会注：余暇活動の援助）の措置として、刑事施設に書籍等を備え付けるものとする。」とされていることから、刑事施設においては、同法39条2項に定める被収容者の余

暇活動の援助として、国庫の負担により適切な種類及び数量の書籍等を備え付ける必要がある。他方で、予算には制約があるため、寄贈図書は刑事施設における書籍等の充実に大きく寄与している。

イ 寄贈申出者が、矯正施設の被収容者及びその関係者等による不当な圧力等を受け又は受けることを恐れ、矯正施設への協力を辞退するほか、新たな協力を申し出ることをちゅうちょした場合、矯正施設は、被収容者に余暇活動の援助を与えることに支障を及ぼすおそれがあることから、本件不開示部分に記載された情報は、法5条6号柱書きに規定される不開示情報に該当する。

(3) 当審査会において、刑事収容施設法の関係規定を確認した結果を踏まえると、予算の制約がある中で、寄贈図書が刑事施設における書籍等の充実に大きく寄与している旨の上記(2)アの諮問庁の説明に、不自然、不合理な点は認められない。

(4) 上記(3)を前提に検討すると、本件不開示部分を公にした場合、矯正施設の被収容者及びその関係者等が、当該寄贈申出者に対し、不当な圧力等を掛けることが想定され、その結果、寄贈申出者が矯正施設への協力を辞退するほか、新たな協力を申し出ることをちゅうちょするおそれがあり、ひいては、矯正施設において、刑事収容施設法39条2項の規定に基づき余暇活動の援助を与えることに支障を及ぼすおそれがある旨の上記(2)イ及び上記第3の2の諮問庁の説明に、不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

(5) そうすると、本件不開示部分は、公にすることにより、矯正施設における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、意見書(上記第2の2(2))において、本件不開示部分(審査請求書で開示を求める部分)以外の不開示部分についても開示を求めているものと解されるが、当該不開示部分に係る主張は、当初の審査請求ではなく、審査請求の範囲を拡大しようとするものであり、これを認めることはできない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙 本件対象文書

- 1 特定年月日 A 付け「寄贈図書の受入れについて（伺い）」（特定刑事施設
保有）
- 2 特定年月日 B 付け「寄贈図書の受入れについて（伺い）」（特定刑事施設
保有）